



金 沢 市 公 報

号外第4号の6

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ		
● 告 示		○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正について (デジタル行政戦略課)	1	○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正について (")	3
○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (デジタル行政戦略課)	1	○公共工事の前金払取扱要綱の一部改正について (監理課)	1	○わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	5
○金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱の一部改正について (税務課)	2	○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課)	2	○わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (")	7
○金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	2	○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	2	○ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱の一部改正について (")	8
○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	2	○金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱及び金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱の廃止について (子育て支援課)	2	○ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (")	10
○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について (介護保険課)	2				

告 示

●金沢市告示第63号

金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

別表第2中「金沢美術工芸大学建設事務所長」を「企画調整課長」に、「商工業振興課長 労働政策課長」を「商工労働課長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市告示第64号

公共工事の前金払取扱要綱(昭和63年告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第7条中「者は」の次に「、保証事業会社と、工事の完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し」を加え、「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項」を「同条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者が当該措置を講じたときは、保証証書を提出したものとみなす。

第9条中「者は」の次に「、保証事業会社と、工事の完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 中間前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、中間前金払を受けようとする者が当該措置を講じたときは、保証証書を提出したものとみなす。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市告示第65号

金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱（平成31年告示第78号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

附則第2項中「平成31年5月から平成36年3月まで」を「令和元年5月から令和11年3月まで」に改める。

●金沢市告示第66号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

●金沢市告示第67号

金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱（令和3年告示第82号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

●金沢市告示第68号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第3条第2項第3号中「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」を削り、「同法第6条の2の2第3項」を「同項」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市告示第69号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱（平成28年告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第9条第9号から第11号までの規定中「第140条の62の3第2項第4号」を「第140条の62の3第2項第6号」に改める。

第11条第1号中「指定第1号事業に係る変更届出書（様式第4号）」を「省令第140条の62の3第3項の規定により厚生労働大臣が定める同条第2項第4号の規定による届出の様式」に改め、同条第2号中「指定第1号事業再開届出書（様式第5号）」を「省令第140条の62の3第3項の規定により厚生労働大臣が定める同条第2項第5号の規定による届出の様式」に改める。

第12条中「第140条の62の3第2項第4号」を「第140条の62の3第2項第6号」に改める。

様式第4号及び様式第5号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

●金沢市告示第70号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年告示第342号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

第3条に次の1項を加える。

5 指定事業者は、法人でなければならない。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第79条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第25条第3項第2号の2及び第3号中「介護予防支援事業者等」の次に「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を加える。

第26条中「規程」の次に「(以下この款において「運営規程」という。)」を加える。

第28条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第30条第1項中「第26条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「第11号」を「第13号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第47条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第50条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第50条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号を同条第12号とし、同条第9号中「第11号」を「第13号」に改め、同号を

同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第53条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第54条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第58条中「規程」の次に「(以下この款において「運営規程」という。)」を加える。

第59条第4項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第62条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第64条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第67条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第67条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「第11号」を「第13号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号を同条第12号とし、同条第9号中「第11号」を「第13号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第2号の改正規定及び第79条第1項の改正規定は、同年3月29日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第30条第3項(第48条、第65条及び第75条において準用する場合を含む。)中「指定介護予防型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

●金沢市告示第71号

わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

題名を次のように改める。

金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱

第2条第1号ウ中「黒釉日本瓦に」を「黒瓦に」に、「葺く」を「ふく」に改め、同ウ(ア)中「黒釉瓦区域」を「黒瓦区域」に、「黒釉日本瓦葺き」を「黒瓦ぶき」に改め、同ウ(イ)を削り、同ウ(ウ)中「瓦葺き」を「瓦ぶき」に改め、同(ウ)を同ウ(イ)とし、同号中オを削り、カからコまでをオからケまでとする。

第2条第4号中「黒釉瓦区域」を「黒瓦区域」に改め、同条に次の3号を加える。

(9) 子育て世帯 第5条第1項の規定による申請（次条第1号イに該当する者にあつては、第9条第1項の規定による申請。次号において同じ。）を行う年度の4月1日における満年齢が18歳未満の子が属する世帯をいう。

(10) 移住者 第5条第1項の規定による申請の日において、本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住しようとする者で、本市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していたものをいう。

(11) 和室 塗壁及び建具により他の室から仕切られた、4畳半以上の畳敷きの部屋をいう。

第3条第1項第2号ア中「3か月」を「3月」に、「(本市の区域内に限る。)」を「の区域」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 直近の住所がまちなかにある者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 子育て世帯に属する者で、まちなかにおいて個人住宅を新築し、又は購入するもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、まちなかにおいて同居又は近居のために個人住宅を新築し、又は購入する者

エ 直近の住所がまちなか以外の居住誘導区域にある者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 子育て世帯に属する者で、まちなか以外の居住誘導区域において個人住宅を新築し、又は購入するもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、まちなか以外の居住誘導区域において同居又は近居のために個人住宅を新築し、又は購入する者

第3条第1項第2号に次のように加える。

カ 奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築し、又は購入する移住者

第4条第1項第1号中「7.5パーセント」を「5パーセント」に、「1,500,000円」を「1,000,000円」に改め、同項第2号中「5パーセント」を「2.5パーセント」に、「1,000,000円」を「500,000円」に改め、同条第2項中「同項」を「同号」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条10項とし、同条第2項の次に次の7項を加える。

3 第1項第1号の規定に該当する者が子育て世帯に属する者である場合には、同号の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

4 第1項第1号の規定に該当する者が移住者である場合には、同号の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

5 第1項第1号の規定に該当する者が当該新築し、又は購入した個人住宅に和室がある場合には、同号の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の0.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、100,000円を超えないものとする。

6 前4項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、対象借入金等の額の5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。

7 第1項第2号の規定に該当する者が子育て世帯に属する者である場合には、同号の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

8 第1項第2号の規定に該当する者が移住者である場合には、同号の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

9 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。

第5条第1項中「ものは」の次に「、原則として」を加え、「わがまち金沢住宅建築計画認定申請書」を「金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得計画認定申請書」に、「受けなければならない」を「受けるものとする」に改める。

第6条第1項中「わがまち金沢住宅建築計画変更認定申請書」を「金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得計画変更認定申請書」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1	建築主	
2	建築の目的	
3	建築場所	
4	直近の住所地と建築場所の区域区分	
5	新築後の居住形態等 (販売の場合は不要)	
6	敷地の面積	
7	完成後の延べ面積 (予定)	
8	完成年月日(予定)	
9	工事請負額又は販売価格(予定)	
10	建築場所の規制等	
11	申請者に関すること等	
12	建築士の住所、氏名及び資格	住所
		氏名
		資格
		年 月 日
(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。 (申請者) 住所 氏名(署名又は記名押印)		

(この欄には、申請書に添付する資料その他必要な事項を記載すること。)

様式第2号中「わがまち金沢住宅建築計画変更認定申請書」を「金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得計画変更認定申請書」に、「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱」を「金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱」に、

「備考 次に掲げる書類のうち、変更になった書類を添付してください。

- (1) わがまち金沢住宅取得奨励金制度チェックシート
- (2) 住宅取得奨励金金額算出表
- (3) 付近見取図、配置図（植栽の状況が分かるもの）、平面図、求積図及び立面図（彩色が施されたもの）
- (4) 緑被率計算書

「(この欄には、申請書に添付する資料その他必要な事項を記載すること。）」に改める。

様式第3号中「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱」を「金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月29日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前のわがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第72号

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

題名を次のように改める。

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱

第2条第5号中「若年者」を「子育て世帯」に、「45歳未満の者」を「18歳未満の子が属する世帯」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 移住者 第6条第1項の規定による申請の日において、本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住しようとする者で、本市の区域内に移住する前に、本市の区域外に3年以上居住していたものをいう。

第4条第1号中「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号ア中「3か月」を「3月」に改め、「(本市の区域内に限る。）」を削り、同号イを次のように改める。

イ 直近の住所がまちなかにある者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 子育て世帯に属する者で、まちなかにおいて認定マンションの住戸を購入するもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、まちなかにおいて同居又は近居のために認定マンションの住戸を購入するもの

第4条第2号に次のように加える。

ウ まちなかにおいて認定マンションの住戸を購入する移住者

第4条第3号中「購入する」の次に「認定マンションの」を加える。

第5条第1項中「3.75パーセント」を「0.5パーセント」に、「750,000円」を「100,000円」に改め、同条第2項中「前条の規定」を「前条各号の全て」に、「若年者」を「子育て世帯に属する者」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「前条の規定」を「前条各号の全て」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前条各号の全てに該当する者が移住者である場合には、第1項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、対象借入金等の額の4.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、900,000円を超えないものとする。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月29日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年10月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前のわがまち

ち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第73号

ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱（平成28年告示第99号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

題名を次のように改める。

金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱

第1条中「第11条及び」を削り、「居住誘導区域及び一般居住区域」を「地区計画区域等」に、「移住者」を「者」に改める。

第2条第1号中「次に掲げる要件に該当する」を「本市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「地区整備計画等（建築物に関する基準が定められているものに限る。以下同じ。）が定められた一般居住区域」を「奨励金交付対象区域」に改め、「及びわがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）第2条第1号に規定する個人住宅」を削り、同号ウ中「地区整備計画等」の次に「（建築物に関する基準が定められているものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第5号中「わがまち金沢住宅取得奨励金交付要綱第2条第5号に規定する奨励金交付対象区域及び地区整備計画等が定められた一般居住区域」を「条例第2条第3項に規定する地区計画区域等」に改め、同条第6号中「若年者」を「子育て世帯」に、「45歳未満の者」を「18歳未満の子が属する世帯」に改める。

第3条第1号中「移住者」を「者」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 直近の住所（新築する場合にあっては第5条第1項、購入する場合にあっては第9条第1項の規定による申請の日における住所（当該住所が3月以上居住した住所でないときは、当該日以前に3月以上居住した住所のうち、当該日に最も近い日に居住していた住所）をいう。）が居住誘導区域及び奨励金交付対象区域以外の区域にある者

イ 奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築し、又は購入する移住者

第4条第1項を次のように改める。

奨励金の額は、個人住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が、新築にあっては当該住宅の工事請負額を、購入にあっては当該住宅の購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合については、当該工事請負額又は購入額に相当する額。以下「対象借入金等の額」という。）の0.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

第4条第2項中「前項第1号の規定」を「前条各号の全て」に、「若年者」を「子育て世帯に属する者」に、「同項」を「前項」に、「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に、「500,000円」を「300,000円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前条各号の全てに該当する者が移住者である場合には、第1項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、300,000円を超えないものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、対象借入金等の額の2パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、400,000円を超えないものとする。

第5条第1項中「移住者」を「者」に改め、「ものは」の次に「、原則として」を加え、「ようこそ金沢住宅建築計画認定申請書」を「金沢市地区計画区域等住宅取得計画認定申請書」に、「受けなければならない」を「受けるものとする」に改める。

第6条第1項中「ようこそ金沢住宅建築計画変更認定申請書」を「金沢市地区計画区域等住宅取得計画変更認定申請書」に改める。

第8条第6項を削る。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

金沢市地区計画区域等住宅取得計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1	建築主	
2	建築の目的	
3	建築場所	
4	直近の住所地と建築場所の区域区分	
5	敷地の面積	
6	住宅の延べ面積(予定)	
7	完成年月日(予定)	
8	工事請負額又は販売価格(予定)	
9	建築場所の規制等	
10	申請者に関すること	
11	建築士の住所、氏名及び資格	住所
		氏名
		資格
		年 月 日
(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。 (申請者) 住所 氏名(署名又は記名押印)		

(この欄には、申請書に添付する資料その他必要な事項を記載すること。)

様式第2号中「ようこそ金沢住宅建築計画変更認定申請書」を「金沢市地区計画区域等住宅取得計画変更認定申請書」に、「ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱」を「金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱」に、「備考 次に掲げる書類のうち、変更になった書類を添付してください。

- (1) ようこそ金沢住宅取得奨励金制度チェックシート
- (2) 住宅取得奨励金額算出表
- (3) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かる図面)、平面図、求積図及び立面図
- (4) 緑被率計算書
- (5) 勤務地証明書又は勤務予定申告書及び戸籍の附票

「(この欄には、申請書に添付する資料その他必要な事項を記載すること。)」に改める。

様式第3号中「ようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱」を「金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月29日から施行する。
- 2 改正後の金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前のようこそ金沢住宅取得奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第74号

ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成28年告示第100号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年9月30日」に改める。

●金沢市告示第75号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第171号）
- (2) 金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第172号）

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年(2024年)3月29日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄